

新潟市建設工事入札参加資格審査申請概要

新潟市（水道局，市民病院を含む。）が発注する工事請負等の入札に参加を希望される方は，新潟市建設工事入札参加資格審査要綱及び申請書提出要領をよくお読みいただいた上で，申請及び必要書類の提出を行ってください。

1 申請対象者

工事請負業者（製造及び修繕の請負業者を含みます。）

※小規模工事等希望者登録と重複して入札参加資格の登録をすることはできません。現に小規模工事等希望者登録をされている方で，入札参加資格の登録をされた方は，小規模工事等希望者登録廃止届の提出が必要となります。

2 申請することができる方

資格審査申請をすることができる方は，次の各号のいずれかにも該当しない方です。入札参加資格の認定後に該当することになった場合は，参加資格を失います。

(1) 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け，その許可後の営業期間が1年を経過しない者（※新潟市との契約先を支店・営業所等に委任する場合は，該当となる支店・営業所等が建設業の許可を受けていなければなりません。）

(2) 経営事項審査を受けていない者

登録を希望する工種について，建設業法第27条の23第1頁に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず，客観的事項の審査において有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が通知されていない者。

さらに，平成27・28年度の資格審査にあたっては，総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない者。（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）

※経営事項審査には，公共工事を直接請け負うには審査基準日から起算して1年7ヵ月間に限られる有効期間があります。受審時期が到来したら速やかに受審してください。有効期間が切れてしまうと入札参加資格を失いますので，十分ご注意ください。

(3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業停止を命ぜられ，その停止期間が経過しない者

(4) 次のア～キのいずれかに該当する者

- ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- キ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(6) 国税及び新潟市税に滞納がある者

(7) 新潟市から指名停止を受けている者

(8) 虚偽の記載をした者

参加資格審査申請（変更の届出を含む。）及び提出書類に事実と異なる記載をした者

3 申請方法

新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>) からインターネットによる電子申請となります。

電子申請後、指定の期限までに提出書類を契約課まで郵送（提出）してください。
詳しくは、申請書提出要領をご覧ください。